

セーフティネット制度融資に対する信用保証料及び利子補給助成 実 施 要 領

(一社)兵庫県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者が、国が定めるセーフティネット保証の認定を受けた融資にかかる信用保証協会の保証、国が定める「災害関係保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資にかかる信用保証協会の保証、または兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会の保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部及び当該融資利率の利息の一部を協会が助成します。

1 助成の対象者

協会の会員事業者であること。

2 助成の対象融資

(1) 保証料に対する助成

助成金の交付対象は、兵庫県内の金融機関から借り受けた融資であって、次のいずれかに該当すること。

- ・ 国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資であって、会員事業者から信用保証協会へ一括支払われた保証料。
- ・ 国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に基づき指定された保証)及び「東日本大震災復興緊急保証」(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証)の認定を受けた融資であって、会員事業者から信用保証協会へ一括支払われた保証料。
- ・ 原油・原材料価格の変動、景況悪化または東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資であって、会員事業者から信用保証協会へ一括支払われた保証料。

※ 毎月の返済に保証料額が組み込まれているなど、分割払いの場合は対象としない。

(2) 利息に対する利子補給助成

協会が(1)の保証料助成を行った融資。

3 対象事業期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日までの保証料の支払に対する事業とする。

なお、平成30年1月以降に支払った保証料についても考慮し、審査のうえ対象とする。

但し、この場合、平成30年3月31日以前に既に保証料の助成金を交付した融資については、重複申請として対象としない。

4 助成金の交付額

(1) 保証料の助成交付額

保証料の2分の1の額とする。但し、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、

平成31年2月28日まで20万円に達するまで再助成することができる。

なお、保証料助成交付額は、それぞれ算定した金額について1円未満切捨てとする。

(2) 利子補給の助成交付額

①利子補給率（貸出利率が利子補給率を下回る場合は貸出利率まで。）

借入日が平成26年度以前の融資：年0.6%で算定した額

借入日が平成27年度以降の融資：年0.4%で算定した額

借入日が平成29年度以降の融資、平成29年度以降に信用保証料の助成を行った融資については利子補給を行わない。

なお、利子補給助成交付額は、それぞれ算定した金額について1円未満切捨てとする。

②利子補給期間

借入日から10年以内とする。

※ 借換等を行う場合は、事前に協会へ連絡すること。

※ 借換を行った場合は、新たな借入日から10年を期日とする。なお、平成29年4月以降に借換を行った場合は、新たに利子補給を行わず、打ち切りとする。

※ 申請が行われないまま利息支払日から2年を経過した場合は、当該月分の利子補給金受給資格を失う。

5 公募期間

平成30年4月1日から平成31年3月4日まで、保証料及び利子補給助成の交付申請を随時行うことができる。但し、予算枠に達したときは最終申請期限前であっても申請受付を終了する。

※ 受付終了時は、協会ホームページにて周知する。

6 申請方法

会員事業者は、保証料の支払いを行った場合は当該保証料の2分の1（限度額20万円）、また金融機関へ借入利息の支払いを行った場合は、当該融資利率の利息の一部（利子補給助成）を協会へ申請することができる。

別紙 様式1「信用保証協会保証料助成申請書」、様式2「金融機関利子補給助成申請書」により申請すること。

○ 様式1 「信用保証協会保証料助成申請書」の添付書類

- ・「セーフティネット保証に係る認定書」又は「兵庫県経営円滑化貸付等対象企業確認書」
- ・「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」
- ・「融資（貸付）計算書」
- ・保証料を一括支払ったことが分かる書類
「領収書」又は「金融機関の振込受取書」等
- ・元利返済の第1回目から最終期限までの「借入金返済予定表」

※ 提出された書類は、返却しないため写しを提出すること。

○ 様式2 「金融機関利子補給助成申請書」の添付書類

- ・借入利息を支払ったことが分かる書類 「口座引き落としの場合は通帳写し」等
- ・「借入返済予定表」が更新された際はその予定表

※ 提出された書類は、返却しないため写しを提出すること。

7 助成金の交付

協会は、保証料及び利子補給助成の交付申請があった場合は、その内容を精査し算定を行い、確定した当該助成金額を四半期毎に会員事業者に交付するものとする。

8 助成金の返納

保証料の助成金交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還等により保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会へその旨を申告し、その返還額に相当する助成金を協会へ返納しなければならない。

9 報告の義務

保証料及び利子補給助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。